

平成 20 年 12 月 17 日

再生債権者 各位

再生債務者 リーマン・ブラザーズ証券株式会社
再生債務者 リーマン・ブラザーズ・
ホールディングス株式会社
再生債務者 リーマン・ブラザーズ・
コマーシャル・モーゲージ株式会社
再生債務者 サンライズファイナンス株式会社

再生計画案提出期限伸長のお知らせ

冠省

上記再生債務者 4 社の各再生手続開始申立事件（東京地方裁判所平成 20 年（再）第 205 号ないし第 208 号）において、再生計画案提出期限は平成 20 年 12 月 15 日までと定められておりましたが、提出期限と同日の平成 20 年 12 月 15 日付けで、東京地方裁判所より、再生計画案提出期限を平成 21 年 5 月 15 日まで伸長する旨の決定がありましたのでお知らせいたします。

草々